

## 競技者等に関する規程

### 第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という）及び国際パワーリフティング連盟（以下「IPF」という）の憲章、規程、規則等に基づき、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）に所属する競技者、審判員、その他パワーリフティング関係者等（以下「パワー関係者等」という）が遵守すべき事項を定めるとともに、パワーリフティング競技の健全な普及・発展を図ることを目的とする。

### 第2条（規程の適用範囲）

この規程は、次の各号に規定する競技者、審判員、パワー関係者等に適用する。

- (1) 競技者とは、本協会に選手登録した者をいう。
- (2) 審判員とは、国内の審判員又は国際審判員として本協会に登録した者をいう。
- (3) パワー関係者等とは、本協会に団体登録をした加盟団体（都道府県パワーリフティング協会、全日本実業団パワーリフティング連盟、全日本学生パワーリフティング連盟及び全日本高等学校パワーリフティング連盟等）に所属する役員及び当該加盟団体の下部組織に所属する部長、監督、コーチ等で競技者の指導に関与している者をいう。

### 第3条（競技者の遵守事項）

競技者は、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) パワーリフティングを愛し、健康的に楽しむために、自発的に競技に取り組むとともに、競技の健全な発展に協力すること
- (2) 競技会においては、主催者又は主管協会の競技会運営役員の指示に従い、競技会の運営に協力するとともに、競技会場の管理規則等に従うこと
- (3) 競技においては、IPF及び本協会の競技規則を含めた諸規程を遵守するとともに、エチケット・マナーを守って競技会主催者等の関係者に迷惑をかけず、競技の円滑な進行及び競技会の円滑な運営に協力すること
- (4) 競技者は、競技会等に参加すること等のスポーツ活動に関わる時においても、それ以外の日常生活においても、社会の一員として法令及び社会規範を遵守し、社会秩序の維持に努めること
- (5) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という）が定めるアンチ・ドーピングに関する規程類を遵守すること及び本協会が別に定めるドーピング防止規程に従うこと

### 第4条（競技者の禁止事項）

1 競技者は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 本協会、日体協、JOC又はIPFが公認しない競技会（以下「非公認大会」という）又は競技者の参加を禁止した競技会に出場すること
- (2) 本協会の承認を得ることなく、国際競技会へ参加すること

- (3) 本協会の承認を得ることなく、賞金又は物質的・金銭的報酬（以下「対価」という）付きの競技会に出場すること
  - (4) 本協会の承認を得ることなく、自ら自分の氏名、写真、競技実績等を対価の伴う広告等に使用すること及びこれを第三者に許すこと
  - (5) ドーピング（禁止薬物の使用）をすること
  - (6) 前条に規定する各号に違反すること
  - (7) 他の競技者、審判員、パワー関係者等及び競技会の運営関係者の尊厳や名誉を傷付けること、これらに対して暴言を吐くこと又は暴力を振るうこと
  - (8) 第2条第3号に規定する加盟団体、当該加盟団体の下部組織又は加盟団体規程第3条に規定する所属ブロックの規律、調和又は秩序を乱すこと
  - (9) フェアプレイの精神に反する行為を行うこと
  - (10) 前各号の他、I P F及び本協会の方針、規程等に違反すること
  - (11) 本協会の名誉を著しく傷付けること
  - (12) 犯罪行為及び公序良俗に反する行為
  - (13) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持つこと
- 2 前項第1号に規定する非公認大会への参加を希望する競技者は、所定の届け出書により本協会に許可を求めなければならない。この届け出に関する諾否の判断及び届け出者への通知業務はフェアプレイ委員会が担当し、届け出の審査結果及び通知内容は理事会に報告しなければならない。尚、非公認大会に関する参加可否条件等は別途定める。

#### 第5条（競技者の商行為に関する届け出義務）

- 1 競技者は、パワーリフティング、トレーニング、ニュートリション、アンチ・ドーピング等に関する指導、講演、投稿等の活動を無報酬で実施しなければならない。ただし、教育委員会、体育協会等の自治体又は公的機関が主催、後援又は協賛する活動において、報酬が認められている場合は、この限りではない。
- 2 競技者は、次の各号の定めるいずれかの事項に該当する場合、活動内容をフェアプレイ委員会に届け出しなければならない。ただし、教育委員会、体育協会等の自治体又は公的機関が主催、後援又は協賛する場合の活動については、この限りではない。
  - (1) 自己の名前、写真、実績等を宣伝材料として自ら使用又は第三者に使用させることにより対価を得ること
  - (2) パワーリフティング競技に関わっていることを理由にして、内容や額の如何を問わず対価を得ること

#### 第6条（マーケティングプログラム）

競技者は、日体協、J O C、J A D A、I P F及び本協会が推進する肖像権を含むマーケティングプログラムに積極的に協力するものとする。肖像権の使用に関する契約に基づく協力金の支払いについては、別に定める。

#### 第7条（対価の受け取り）

対価の受け取りについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 本協会が承認した競技会（非公認大会を含む）が対価付きであった場合、当該競技会に出場した競技者はその対価を受け取ることができる。

- (2) 競技者が高等学校以下の体育連盟に所属している場合は、所属する連盟の規程に準拠するものとする。
- (3) 競技者が対価の受け取りを辞退した場合は、その対価は本協会に帰属するものとする。

#### 第8条（審判員、パワー関係者等の責務）

- 1 審判員、パワー関係者等は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。
- 2 審判員、パワー関係者等は、身体的・精神的な暴力行為及びセクシャルハラスメント、ドーピング等の薬物使用を行ってはならない。
- 3 審判員、パワー関係者等が競技者を指導するに際しては、競技者の人権と名誉を尊重し、プライバシーに配慮しなければならない。
- 4 審判員、パワー関係者等は、競技会等に参加すること等のスポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても、社会の一員として法令及び社会規範を遵守し、社会秩序の維持に努めなければならない。

#### 第9条（審判員、パワー関係者等の遵守事項、禁止事項等）

- 1 審判員、パワー関係者等の遵守事項、禁止事項については、第3条及び第4条の規定を準用する。
- 2 審判員、パワー関係者等の商行為等に関する届け出義務については、第5条の規定を準用する。

#### 第10条（競技者に対する処分内容）

- 1 競技者が、第3条、第4条（第1項第5号の規定を除く）又は第5条第2項における各号のいずれかに該当する違反行為があったと理事会で認められた場合の処分内容は、次の各号に定めるいずれかとする。
  - (1) 選手登録の剥奪抹消及び永久停止、国内外の公認競技会への永久出場停止、あらゆる公認競技会への運営参加、協力、補助、セコンドを含む選手支援等の禁止、JPAが主催するあらゆる講習会、研修会等への永久参加禁止
  - (2) 競技者が国内の審判資格を有する場合、当該審判登録の剥奪抹消及び再登録の永久停止、あらゆる公認競技会の運営参加、協力、補助、セコンドを含む選手支援等の永久禁止、JPAが主催するあらゆる講習会、研修会等への永久参加禁止
  - (3) 4年以内の期間を定めて、選手登録の停止及び国内外の公認競技会への出場停止、あらゆる公認競技会への運営参加、協力、補助、セコンドを含む選手支援等の禁止、審判有資格者においてはあらゆる公認競技会の審判活動の停止、運営参加、協力、補助、セコンドを含む選手支援等の禁止、JPAが主催するあらゆる講習会、研修会等への参加禁止
  - (4) 文書による戒告
  - (5) 口頭による注意
- 2 前項第3号においては、競技者の違反内容に応じて、記載された処分事項を選択できるものとする。

- 3 第1項第1号から第3号までの規定に該当する競技者は、違反行為のあった公認競技会の表彰対象になっている場合、その順位及び表彰が取り消されるとともに、国際競技会の派遣選考の対象から外される。又、当該競技者は獲得した賞状、メダル、賞金等を当該公認競技会の主催者又は主管協会に速やかに返却しなければならない。当該競技者の記録の取り消しの是非等については、違反内容に応じて別途審議して決めるものとする。尚、当該公認競技会的主催者又は主管協会は、順位及び表彰の取り消しに伴って順次繰り上げ表彰を行うとともに、当該競技者が団体戦に関係している場合はその順位の見直しを行うものとする。
- 4 第1項第3号の処分を受けた競技者が、その停止期間中に第3条、第4条（第5号の規定を除く）又は第5条第2項における各号のいずれかに該当する違反行為があったと認められた場合、理事会の決議により別途処分を追加することができる。
- 5 第1項に定める処分は、いずれも本協会の会長名で執行される。
- 6 処分に関する通知内容は、必要により本協会のホームページ等を通じて公開するとともに、日体協、JOC、IPF等の関連団体に報告することができる。

#### 第11条（処分の手続き）

- 1 前条第1項の処分は、他の競技者、競技会の運営関係者（審判員を含む）、役員等から違反行為に関する本協会宛ての文書による申し出（以下「申し出」という）に基づいて、フェアプレイ委員会（以下「本委員会」という）が担当する。
- 2 本委員会の委員長は、申し出の内容に合理性があると判断した場合、本委員会の委員を招集するとともに、申し出の対象となった競技者に対して、本委員会の開催日に出席を要請する召喚状を送達して、本委員会にて当該競技者の審問を行った後、処分の是非及び内容について協議し、その協議結果を理事会に報告しなければならない。
- 3 本委員会は、前項の協議に際して、必要により申し出を行った他の競技者、競技会の運営関係者又はパワー関係者等から、更に、申し出の対象となった選手が所属するジム、クラブ、同好会等の競技団体（以下「所属団体」という）を含め、他の関係者から意見を聞くことができる。
- 4 本委員会は、理事会への報告に先立ち、前項の協議結果を文書により競技者本人に通告する。又、必要により、前項の規定に基づいて意見を聞いた他の競技者、競技会の運営関係者、パワー関係者等、所属団体又は他の関係者に、その通告の複本を送付することができる。
- 5 申し出の対象となった競技者が第2項の召喚に応じなかった場合、当該競技者は違反行為に関する本委員会の協議結果を受け入れたものとみなし、本委員会はその旨理事会に報告しなければならない。尚、当該競技者に格別の事情が生じて召喚に応じられない場合、当該競技者の釈明文書の提出により、当該召喚を割愛して協議することができる。
- 6 競技者が第4項の規定に定める通告文書を受領したとみなされる日から、第13条第1項の不服申し立て期間に相当する少なくとも2週間経過後に、処分に関する審議のために理事会を開催するものとする。

#### 第12条（ドーピング問題に関する対応）

- 1 第4条第5号に規定される違反行為の内、JADAが定めるアンチ・ドーピング規程の違反行為（以下「規則違反」という）に関しては、JADAの決定を受け入れ、これ

に従うものとする。ただし、当該決定に基づいて、本協会として取るべき必要な対応については、本協会のドーピング防止規程に従うものとし、フェアプレイ委員会が担当する。

- 2 競技者がドーピング規則違反によってWADA又はJADAの処分決定を受けた場合、フェアプレイ委員会は前条第2項に規定する審問を行わない他、前条第3項から第6項までの規定を適用しないものとする。

### 第13条（不服申し立て）

- 1 第11条第4項により協議結果に関する通告を受けた競技者は、当該協議結果に対して不服がある場合、通告書面を受領した日から2週間以内に文書により、本協会に対して処分に対する不服申し立てをすることができる。
- 2 前項により不服申し立てがあった場合には、理事会に報告するとともに、速やかに不服審査会において、その申し立てを審査しなければならない。
- 3 前項の不服審査会の構成は次のとおりとする。
  - (1) 委員長
  - (2) 委員長が指名する若干名の委員
- 4 前項第1号に定める委員長は本協会外部の学識経験者が担当し、前項第2号に定める委員については、少なくとも1名を本協会外部の学識経験者の中から選考しなければならない。
- 5 不服審査会には、不服申し立てを行った競技者の他、親権者又は競技者本人が指名した2名以内の者が出席して意見を述べることができる。
- 6 不服審査会は、前項に規定する関係者の意見の他、第11条第1項の申し出を行った他の競技者、競技会の運営関係者又は役員等から意見を聞き、公平、公正を期して検討を行った上で決定を下さなければならない。決定を下すにあたり、必要により他の関係者から事情を聞くことができる。
- 7 不服審査会は前項の決定内容を、不服申し立てを行った競技者に通知するとともに、理事会に報告しなければならない。
- 8 不服申し立てを行った競技者は不服審査会の決定に従わなければならない。又、当該競技者を含め何びとも同一事案について再度不服申し立てをすることはできない。ただし、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構への不服申し立てを妨げるものではない。

### 第14条（審判員、パワー関係者等に対する処分内容）

- 1 審判員、パワー関係者等が第4条第1項及び第8条の各号に違反した場合は、第10条、第11条、第12条及び第13条の規定を準用する。
- 2 前項の規定において準用した第10条、第11条及び第13条の「競技者」を「審判員、パワー関係者等」と読み替えるものとする。ただし、第10条第1項第1号については、「本協会の審判登録の剥奪抹消及び再登録の永久停止、本協会の役員登録及び正会員登録の永久停止、IPF、APF及びJPAのパワーリフティングに関するあらゆる活動の永久参加禁止」と読み替えるものとし、同項第3号については、「4年以内の期間を定めて、本協会の審判登録の停止、本協会の役員登録及び正会員登録の停止、あらゆる国内外の公認競技会の審判活動の停止、運営参加、協力、補助、セコンドを含む選手支援等の禁止、JPAが主催するあらゆる講習会、研修会等への参加禁止」と読み替え

るものとする。

#### 第15条（資格の復活等）

- 1 処分を受けた競技者、審判員、その他パワー関係者等が、処分期間満了後に再び資格を復活する場合には、競技者、審判員、その他パワー関係者等の所属する都道府県協会理事長又は団体の長が、再度本協会の規程類に違反するおそれがないことを書面にて本協会に提出するとともに、当該書面に、処分を受けた本人の自筆による違反行為をしない旨の誓約書を添付して本協会に提出しなければならない。
- 2 上記書面の提出に基づいて、理事会が資格の復活について審議し、その審議結果は処分を受けた本人及び前項の書面の差出人に通知する。
- 3 第10条第1項第1号から第3号までの処分を受けた競技者及び第14条第2項の処分を受けた審判員、パワー関係者等について、処分決定後に考慮すべき特段の事情が生じた場合、その処分の撤回、処分期間の短縮、処分内容の軽減等に関して理事会にて審議・決定することができる。その手続き等に関しては別途定める。

#### 第16条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

#### 第17条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

#### <附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年11月30日に改訂し、同日から施行する。
- 3 この規程は、平成26年7月28日に改訂し、同日から施行する。
- 4 この規程は、平成27年10月23日に改訂し、同日から施行する。
- 5 この規程は、平成28年2月26日に改訂し、同日から施行する。
- 6 この規程は、平成28年6月24日に改訂し、同日より施行する。